

平成22年度保育対策等促進事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p style="text-align: right;">                     雇児発第0609001号<br/>                     平成20年6月9日<br/>                     雇児発第0304005号<br/>                     一部改正 平成21年3月4日<br/>                     雇児発第0603002号<br/>                     一部改正 平成21年6月3日<br/>                     雇児発****第*号<br/>                     一部改正 平成**年**月**日                 </p> <p>各 都道府県知事<br/>指定都市市長 殿<br/>中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。<br/>                     そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成20年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。<br/>                     あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。<br/>                     なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p> | <p style="text-align: right;">                     雇児発第0609001号<br/>                     平成20年6月9日<br/>                     雇児発第0304005号<br/>                     一部改正 平成21年3月4日<br/>                     雇児発第0603002号<br/>                     一部改正 平成21年6月3日                 </p> <p>各 都道府県知事<br/>指定都市市長 殿<br/>中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。<br/>                     そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成20年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。<br/>                     あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。<br/>                     なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p> |

改正後

第1 事業の種類

- 1 特定保育事業
- 2 休日・夜間保育事業
- 3 病児・病後児保育事業
- 4 待機児童解消促進等事業
- 5 保育環境改善等事業
- 6 延長保育促進事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 特定保育事業実施要綱（別添1）
- 2 休日・夜間保育事業実施要綱（別添2）
- 3 病児・病後児保育事業実施要綱（別添3）
- 4 待機児童解消促進等事業実施要綱（別添4）
- 5 保育環境改善等事業実施要綱（別添5）
- 6 延長保育促進事業実施要綱（別添6）

改正前

第1 事業の種類

- 1 一時預かり事業
- 2 特定保育事業
- 3 休日・夜間保育事業
- 4 病児・病後児保育事業
- 5 待機児童解消促進等事業
- 6 保育環境改善等事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 一時預かり事業実施要綱（別添1）
- 2 特定保育事業実施要綱（別添2）
- 3 休日・夜間保育事業実施要綱（別添3）
- 4 病児・病後児保育事業実施要綱（別添4）
- 5 待機児童解消促進等事業実施要綱（別添5）
- 6 保育環境改善等事業実施要綱（別添6）

改正後

改正前

(削除)

(別添 1)

一時預かり事業実施要綱

1 事業の目的

常日頃、保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。  
こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。

3 対象児童

本事業の対象となる児童は、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）とする。

4 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

(1) 保育所型

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第6条の2第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所において一時的に預かる事業

(2) 地域密着型

法第6条の2第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業

(3) 地域密着Ⅱ型（(2)に類するもの）

法第6条の2第7項の規定に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業

5 実施要件

(1) 保育所型及び地域密着型

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

改正後

改正前

(2) 地域密着Ⅱ型

- ① 規則第36条の35第1号、第4号の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。
- ② 規則第36条の35第2号の規定に準じ、事業の対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置することとし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこととする。ただし、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。  
保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを要件とする。  
なお、研修内容については概ね別紙1に掲げる研修科目、時間数以上であることとし、市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えないこと。
- ③ 事業を実施するに当たっては、規則第36条の35第3号の規定に準じ、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に定める保育内容を参考とすること。

6 事業の実施手続

(1) 保育所型及び地域密着型

法第34条の11第1項の規定に基づき、都道府県知事へ届出を行うこと。

(2) 地域密着Ⅱ型

- ① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- ② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

7 費用

(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

(2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

また、地域密着Ⅱ型においても、保育所型及び地域密着型に準じた取扱いとすること。

改正後

改正前

(別添1)

特定保育事業実施要綱

1 (略)

2 実施主体  
実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所を運営する者とする。

3 (略)

4 (略)

(別添2)

特定保育事業実施要綱

1 事業の目的  
パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育の実施が求められている。  
こうした保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度(1か月当たり概ね64時間以上)継続的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体  
実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。

3 対象児童  
本事業の対象となる児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とする。  
ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。

4 実施要件  
(1) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「最低基準」という。)第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。  
ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されていれば、本事業を担当する保育士が配置されていなくても差し支えない。  
(2) 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。  
ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。  
また、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。  
(3) 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。  
(4) 最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。

| 改正後   | 改正前  |
|-------|--|
| 5 (略) | 5 留意事項<br>(1) 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。<br>(2) 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。   |
| 6 (略) | 6 事業の実施手続<br>(1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。<br>(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。                                   |
| 7 (略) | 7 費用<br>(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。<br>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業<br>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業<br>(2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。 |

改正後

改正前

(別添2)

(別添3)

休日・夜間保育事業実施要綱

休日・夜間保育事業実施要綱

1 (略)

1 休日保育事業

(1) 事業の目的

保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等（以下、「休日等」という。）においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。

こうした保育需要に対応するため、休日等に保育所等で児童を保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めたとする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、休日等においても保育に欠ける児童とする。

(4) 実施要件

① 休日等を含めて、年間を通じて開所する保育所等を指定して実施すること。

② 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。

ただし、保育士の数は全体で2名を下回らないこと。

③ 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

④ 本事業の実施場所は、保育所又は継続的な使用が確保される最低基準第32条に定める設備の基準を満たす施設であって、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。（保護者負担（利用料）を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。）

(5) 事業の実施手続

① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

| 改正後   | 改正前   |
|-------|---|
| 2 (略) | <p>ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p> <p>2 夜間保育推進事業</p> <p>(1) 事業の目的<br/>保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。<br/>こうした保育需要に対応するため、夜間保育を実施する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体<br/>実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めた者とする。</p> <p>(3) 実施要件<br/>本事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所</p> <p>② 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく中心保育所が、①の事業を実施しない場合であって、同通知の5により分園が中心保育所と開所時間に差を設けて行う夜間保育事業</p> <p>③ 継続的な使用が確保される最低基準第32条及び第33条第2項に定める基準を満たす施設であって、開所時間・仮眠設備等において上記①又②の要件を満たす保育所と同等であると市町村が認めた施設、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。<br/>また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。)</p> <p>(4) 事業の実施手続</p> <p>① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うこと。</p> <p>② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>(5) 費用<br/>国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> |

改正後

改正前

(別添 3)

病児・病後児保育事業実施要綱

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(別添 4)

病児・病後児保育事業実施要綱

- 1 事業の目的  
保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。  
こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 実施主体  
実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。
- 3 事業類型  
本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。
  - (1) 病児対応型  
児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
  - (2) 病後児対応型  
児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
  - (3) 体調不良児対応型  
児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を行う事業。
- 4 対象児童  
本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。
  - (1) 病児対応型  
当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下「病児」という。）
  - (2) 病後児対応型  
病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が

改正後

改正前

5 (略)

必要と認めた小学校3年生までの児童(以下「病後児」という。)  
(3) 体調不良児対応型  
事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童(以下「体調不良児」という。)

5 実施要件

(1) 病児対応型

- ① 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。)を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。
- ② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の(ア)～(ウ)の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。  
(ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。  
(イ) 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。  
(ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
- ③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(2) 病後児対応型

- ① 病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。
- ② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の(ア)～(ウ)の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。  
(ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。  
(イ) 調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。  
(ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
- ③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(3) 体調不良児対応型

- ① 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。
- ② 預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とする

改正後

改正前

6 実施方法

(1) (略)

(2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙1様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。）により、症状を確認し、受け入れの決定を行うこと。

(3) (略)

7 (略)

こと。

③ 本事業の実施場所は、保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。

④ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。

⑤ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること。

6 実施方法

(1) 病児対応型及び病後児対応型については、対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れの決定を行うこと。

(2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙2様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。）により、症状を確認し、受け入れの決定を行うこと。

(3) 保育所に登所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の事業を実施する保育所を利用するものでなく、地域の病児対応型又は病後児対応型の事業を実施する施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努めること。

7 留意事項

(1) 医療機関との連携等

① 市町村長は、都道府県医師会・郡市医師会等（以下「地方医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施施設に対し医療機関との連携体制を十分に整えるよう指導すること。

② 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。

③ 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。

④ 病児対応型を実施する場合においては、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例、開所時間等）を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。

(2) 感染の防止

① 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。

改正後

改正前

8 (略)

- ② 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
- ③ 体調不良児対応型を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。
- ④ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

8 事業の実施手続

- (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
- (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

9 (略)

9 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
  - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
  - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

改正後

(別添 4)

待機児童解消促進等事業実施要綱

(削除)

改正前

(別添 5)

待機児童解消促進等事業実施要綱

1 送迎保育ステーション試行事業

(1) 事業の目的

居住地と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、保育所の利用が困難となる場合がある。こうした課題に対応するため、駅前等利便性の高い場所に設置した施設（以下「送迎保育ステーション」という。）において、保育所が開所するまでの間、児童を保育するとともに、送迎保育ステーションから郊外の複数の保育所へ児童を送迎することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、本事業を保育所を経営する者に委託できるものとする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、居住地と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、送迎保育ステーションによる送迎が必要な児童とする。

(4) 実施要件

- ① 対象児童は、本事業の利用に際し、事前に市町村に登録すること。また、一施設あたりの登録児童数は概ね20人以上とすること。
- ② 事業を担当する保育士を配置すること。送迎保育ステーションでの保育の際は保育士2人以上、バスで送迎する際は保育士1人以上（運転手を除く。）をそれぞれ配置すること。
- ③ 送迎保育ステーションの開所時間は、朝夕の送迎に要する時間を含めて1日4時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先の保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。
- ④ 本事業の実施場所は、保育所のほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号（以下「最低基準」という。）第32条第8号の基準を満たすこと。
- ⑤ 対象児童の送迎を行う場合には、幼児用補助装置（いわゆる「チャイルドシート」）を使用すること。また、送迎経路の設定に当たっては、児童の心身に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑥ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎保育ステーション、保護者、保育所の三者間で密接な連絡が取れる体制を

改正後

改正前

1. 家庭的保育事業

(1) 家庭的保育

① 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）の居宅等において少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を実施することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

② 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、家庭的保育者又は保育所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第32条から第

整えておくこと。

⑦ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）を参考とすること。

⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。

⑨ 本事業に支障のない範囲で、保育所又は放課後児童クラブ閉所後に当該施設の利用児童を、バスで送迎保育ステーション又は夜間受け入れが可能な保育所に送る事業を併せて実施できるものとする。この場合、放課後児童クラブの閉所後の利用児童については、小学校3年生までの児童を対象とする。

(5) 事業の実施手続

① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

イ 指定都市及び中核市が実施する事業

② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

③ 本事業については、対象経費に建物の賃借料（敷金を除く。）を含むことができるものとする。

2. 家庭的保育事業

(1) 家庭的保育

① 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は看護師の資格を有する者（以下「家庭的保育者」という。）の居宅等において少人数の児童の保育（以下「家庭的保育」という。）を実施することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

② 実施主体

実施主体は、市町村とする。ただし、家庭的保育者又は保育所若しくは最低基準第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設（以下本事業において「保育所等」という。）を運営する者に委託するものとする。

改正後

36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設（以下本事業において「保育所等」という。）を経営する者に委託するものとする。

③ (略)

④ 対象児童  
本事業の対象となる児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

⑤ 実施要件  
ア 本事業の実施においては、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の38に定める基準を遵守すること。

イ 実施場所については、家庭的保育者の居宅又は賃貸アパート等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。

a 乳幼児の保育を行う専用の部屋を有すること。  
b 乳幼児の保育を行う部屋は、その面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。

c 衛生的な調理設備を有すること。  
d 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。

ウ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。  
a 「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」

改正前

③ 事業類型  
本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

ア 個人実施型保育  
家庭的保育者が、育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業

イ 保育所実施型保育  
家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所等（以下「実施保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

④ 対象児童  
本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。

ア 個人実施型保育の対象児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある児童を除く。

イ 保育所実施型保育の対象児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は補助者と三親等以内の親族関係にある児童を除く。

⑤ 実施要件  
ア 本事業の実施場所については、次のとおりとする。

a 家庭的保育者の居宅又は賃貸アパート等、事業を実施するのに適切と市町村が認めた場所とすること。

b 児童を保育するための専用の部屋を確保すること。  
c 児童を保育するための専用の部屋の床面積は、9.9平方メートル以上とし、採光及び換気について良好な状況にあること。ただし、3人を超えて児童を保育する場合は、3人を超える児童1人につき、床面積3.3平方メートル以上を加算すること。

d 衛生的な調理設備を有すること。  
e 家庭的保育者の居宅の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は付近にこれに代わる公園、広場、寺社境内等の開かれた空間があること。

イ 家庭的保育者等の資格要件は次のとおりとする。  
a 家庭的保育者は、保育士又は看護師の資格を有すること。